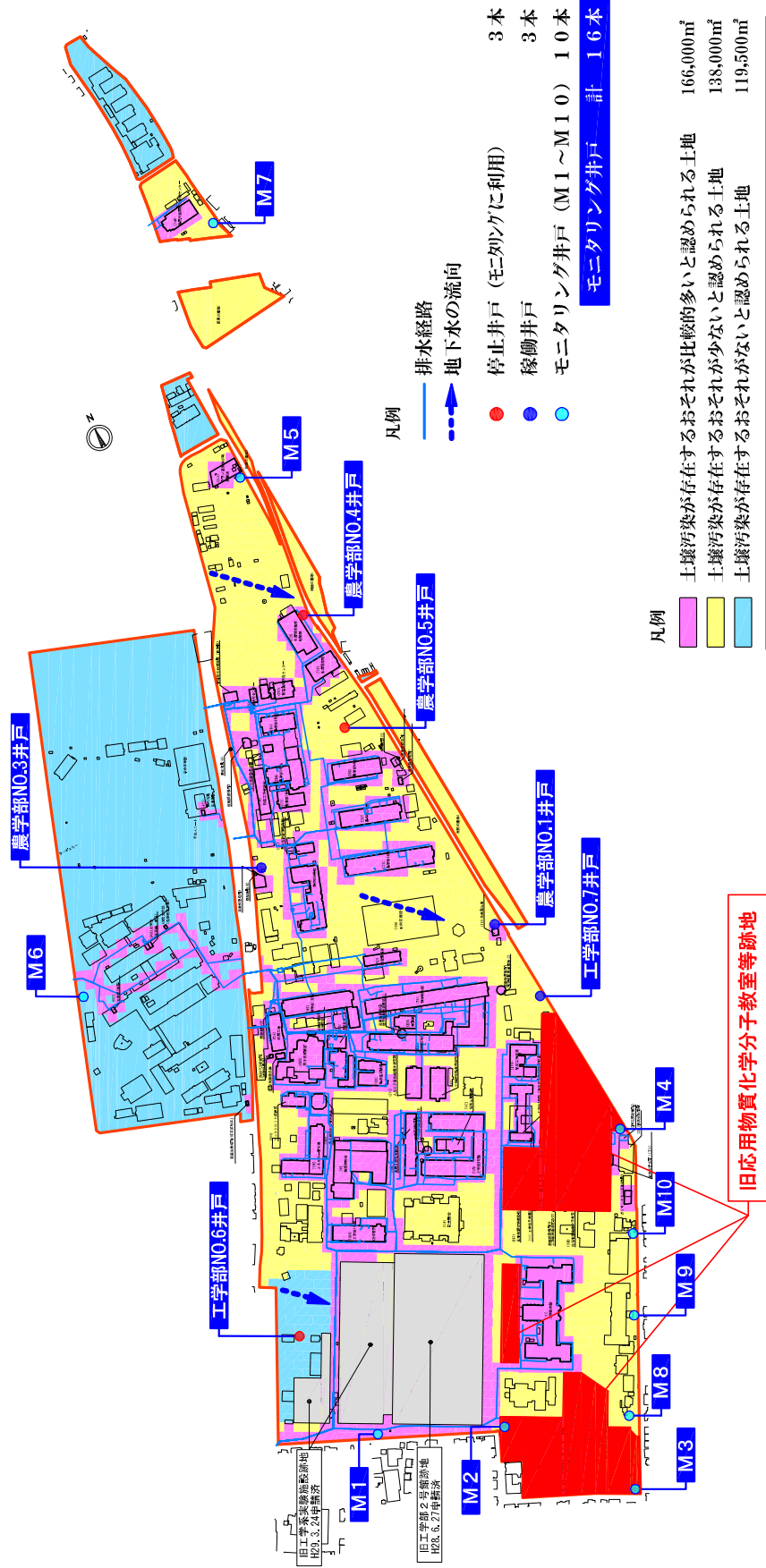
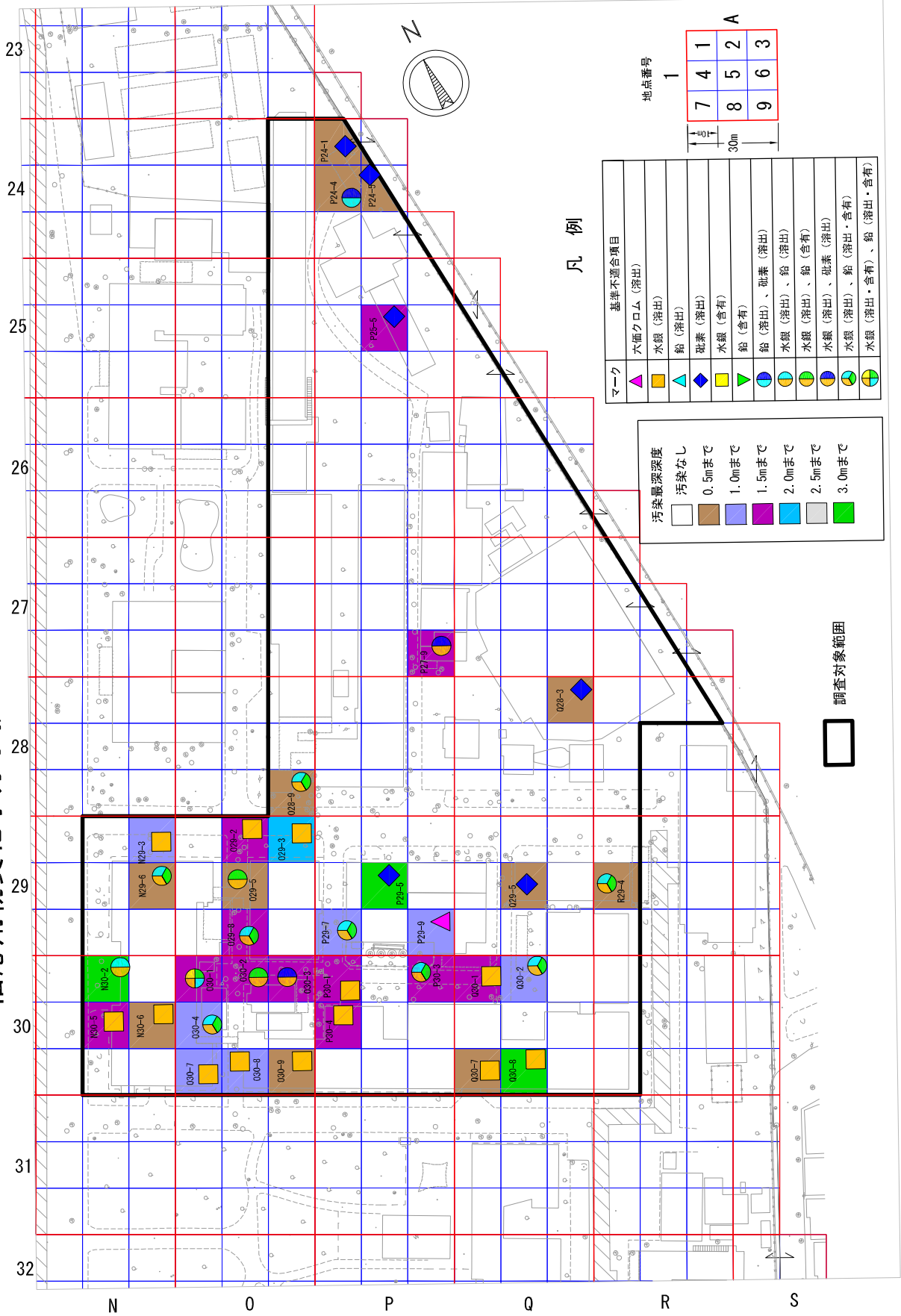


箱崎キャンパス 土壌汚染地歴調査平面図（モニタリング井戸配置計画図）

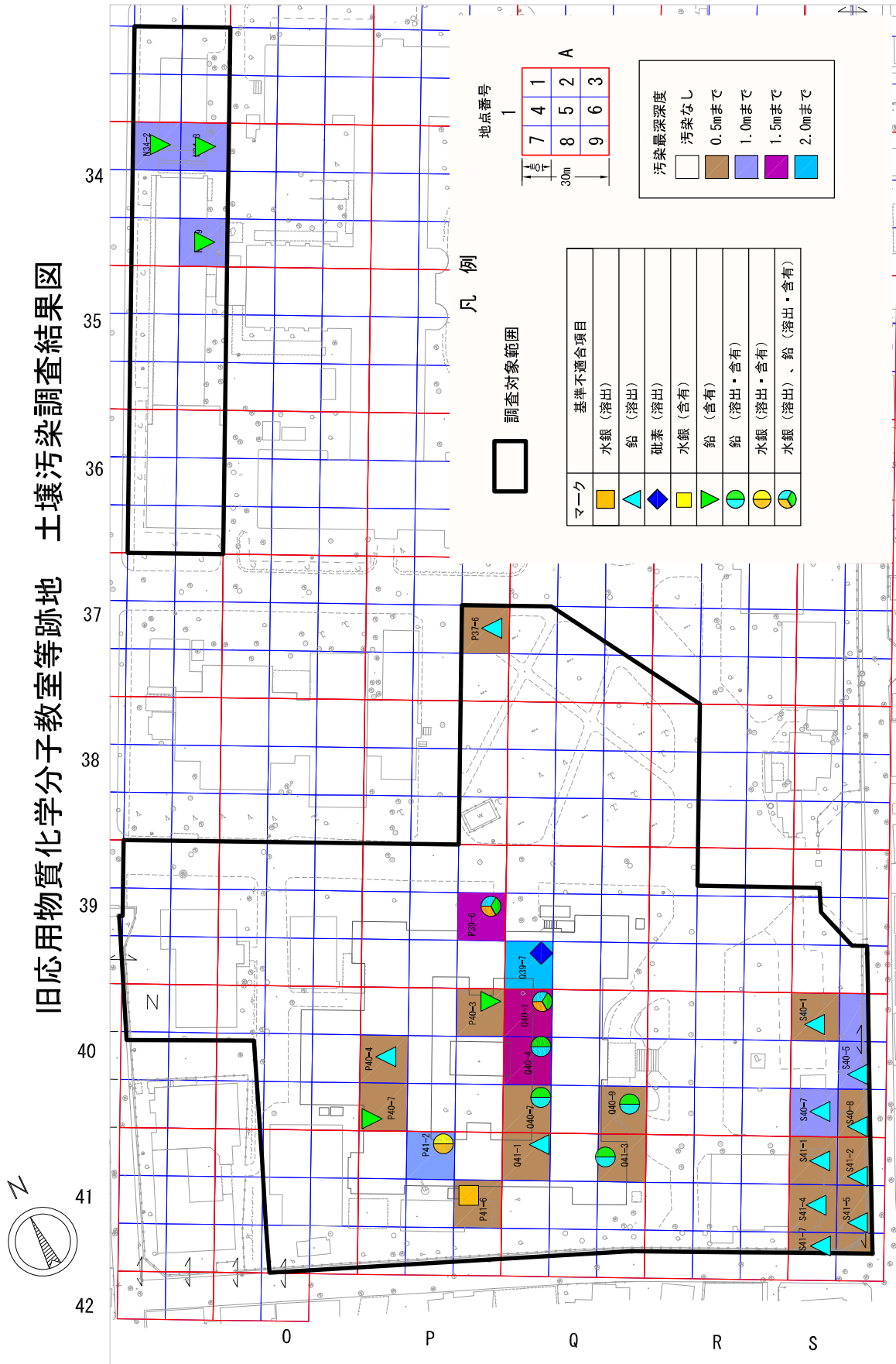


注）平成28年3月18日の地歴調査結果に基づく最新の土壌汚染地歴調査平面図です。

# 旧応用物質化学分子教室等跡地 土壤汚染調査結果図



# 旧応用物質化学分子教室等跡地 土壌汚染調査結果図



箱崎キャンパス 既設井戸及び敷地境界モニタリング井戸の水質検査について

種別	年度	井戸の状況	水運法に基づく水質調査																土壌汚染対策法の有害物質(25種類)の水質調査 <sup>*1</sup>												備考
			H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H28			H29														
			定期検査	定期検査	定期検査	定期検査	定期検査	定期検査	定期検査	定期検査	定期検査	定期検査	定期検査	6月 緊急調査	9月 緊急調査	10月 緊急調査	9月 定期検査	1月 定期検査	3月 緊急調査		4月 定期検査	6月 定期検査	9月 緊急調査								
	工学部 No.1	廃止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		水枯れ		
	工学部 No.2	廃止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		建物取壊しのため	
	工学部 No.3	廃止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		建物取壊しのため	
	工学部 No.4	使用停止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		建物閉鎖のため	
	工学部 No.5	廃止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		水枯れ	
既設井戸	工学部 No.6	廃止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		敷地境界モニタリング代用井戸 建物取壊し	
	工学部 No.7	稼働中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		敷地境界モニタリング代用井戸	
	農学部 No.1	稼働中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		敷地境界モニタリング代用井戸	
	農学部 No.2	停止中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		モニタリング井戸としては使用せず	
	農学部 No.3	稼働中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		敷地境界モニタリング代用井戸	
	農学部 No.4	停止中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		敷地境界モニタリング代用井戸	
	農学部 No.5	停止中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		敷地境界モニタリング代用井戸	
モニタリング井戸	M1																														
	M2																														
	M3																														
	M4																														
	M5																														
	M6																														
	M7																														
	M8																														
	M9																														
	M10																														
	凡例	水運法水質基準項目と重複する土壌汚染対策法の特定有害物質	○ = 不検出	x = 検出	平成28年6月モニタリング井戸設置																										

\*1 土壌汚染対策法の改正に伴い平成29年4月1日よりクロロエチレンを加えた有害物質26種類の地下水分析調査を実施。

平成 30 年 3 月 12 日  
九州大学

### 九州大学箱崎キャンパスにおける土壌汚染調査の結果について

本学は、箱崎キャンパスの移転に伴い、同キャンパス工学系実験施設周辺道路において土壌汚染調査を実施したところ、下記の表に示すとおり、調査箇所の一部で土壌汚染対策法に基づく指定基準を超える水銀・砒素・鉛・六価クロム・シアンが検出されましたので、平成 30 年 3 月 12 日に土壌汚染対策法第 14 条（※ 1）に基づく区域の指定を行うよう福岡市へ申請いたしました。

このことにより、工学系実験施設周辺道路については、今後、福岡市から土壌汚染対策法に基づく区域の指定を受けることとなります。

大学構内で現在使用中の井戸水及び境界付近に設置したモニタリング井戸の地下水については一昨年より継続的に調査を実施しておりますが、有害物質は検出されておられません。また、当該汚染箇所はアスファルト舗装などで覆われており、土壌が飛散する可能性が極めて低く、周辺の生活環境への影響はないものと考えております。

今後は、関係行政機関の指導のもと、責任を持って万全な体制で土壌浄化への対応を進めてまいります。

また、他区画においても順次調査を行っているところです。結果が判明次第、今回同様、公表してまいります。

	検出物質	基準値超過面積／ 調査面積(m <sup>2</sup> )	最大値	基準値
土壌溶出量(mg/l) (※ 2)	水銀	510／10,533	0.039	0.0005 以下
	砒素	668／10,533	0.16	0.01 以下
	鉛	833／10,533	0.16	0.01 以下
	六価クロム	200／10,533	0.11	0.05 以下
	シアン	100／10,533	0.2	不検出
土壌含有量(mg/kg) (※ 3)	水銀	200／10,533	120	15 以下
	鉛	510／10,533	1,900	150 以下

※複合汚染面積（1カ所から複数の汚染物質が検出された面積） 510 m<sup>2</sup>

#### <調査等の実施日>

1. 土壌汚染調査（状況調査・詳細調査）  
平成 29 年 3 月 20 日～平成 30 年 2 月 14 日
  2. 工学系実験施設周辺道路周辺井戸（M1～3、工学部 N0.6 井戸）  
平成 30 年 2 月 16 日～平成 30 年 3 月 2 日
- [
 構内井戸水及びモニタリング井戸の地下水の調査  
 平成 28 年 6 月 1 日～平成 30 年 3 月 2 日
 ] ※継続調査

#### <土壌汚染対策法に基づき指定を受ける区域>

福岡市東区箱崎 6 丁目 3 3 3 0 番 3 及び 3 3 3 0 番 5 の一部 1,501 m<sup>2</sup>

※水銀及びその化合物等の検出地点については、別紙資料のとおりです。

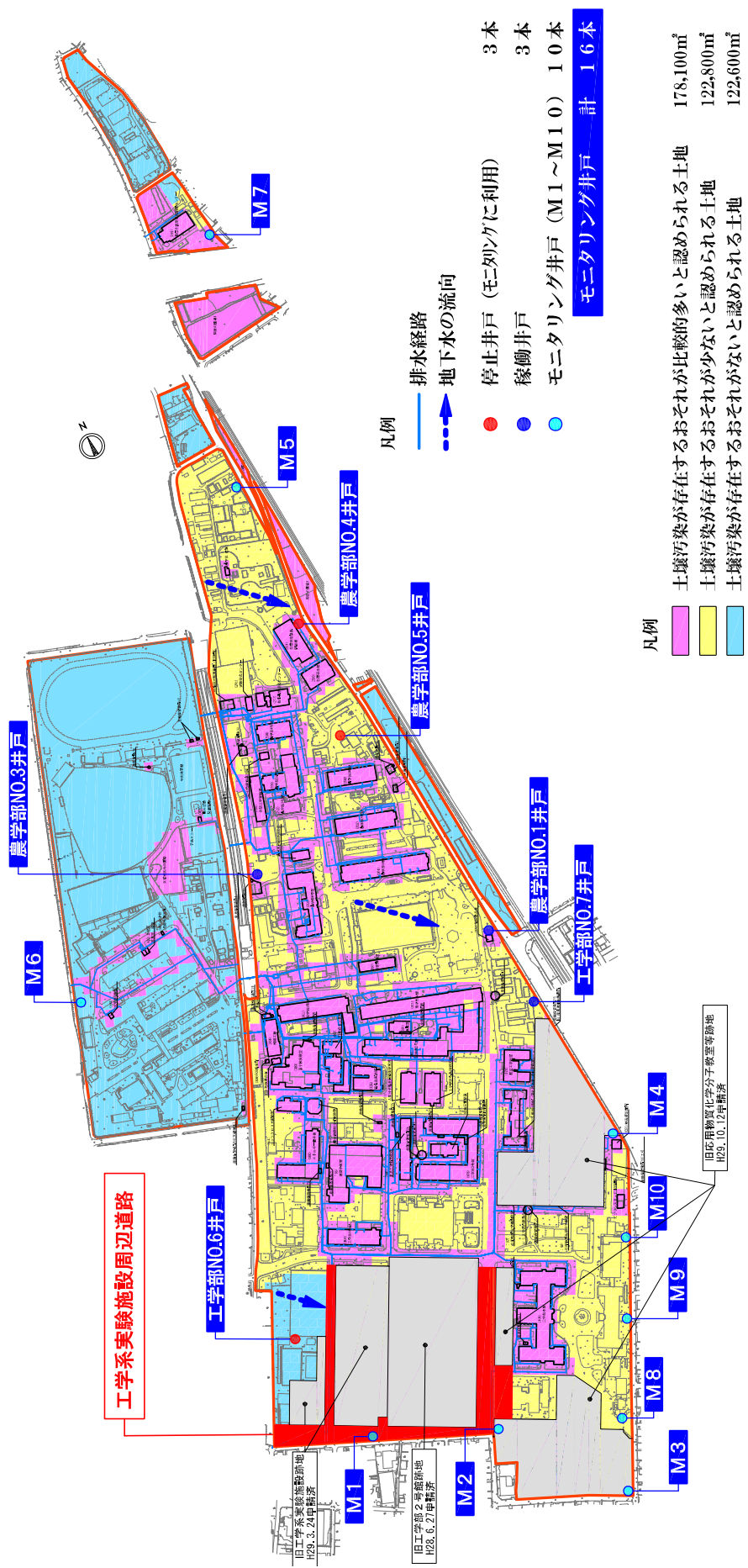
（※ 1）土壌汚染対策法第 14 条：自主的な土壌汚染調査に基づき区域の指定を行うよう申請ができる。

（※ 2）土壌溶出量：特定有害物質が含まれる地下水を飲用することによる健康リスクの基準値

（※ 3）土壌含有量：特定有害物質が含まれる汚染土壌を直接摂取することによる健康リスクの基準値

<p>【お問い合わせ】九州大学企画部統合移転推進課 大熊，三分一（さんぶいち）</p> <p>電話：092-642-3051, 7645</p> <p>FAX：092-642-7373</p> <p>Mail：kitleed@jimu.kyushu-u.ac.jp</p> <p>URL：http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/campus/hakozaki-campus/soil</p>
---

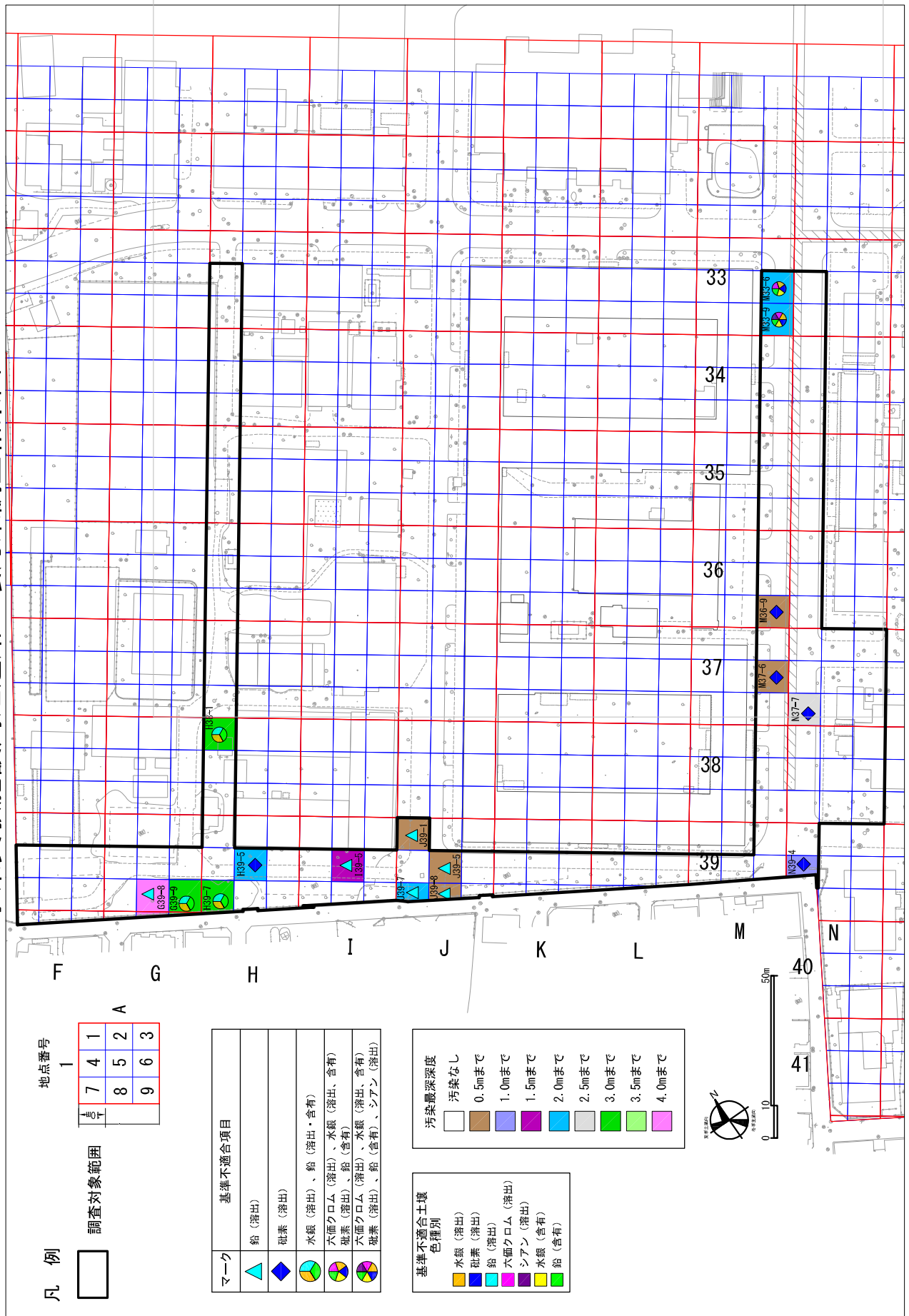
# 箱崎キャンパス 土壌汚染地歴調査平面図 (モニタリング井戸配置計画図)



凡例の土壌汚染のおそれの区分は、環境省の「土壌汚染対策法に基づき調査及び措置に関するガイドライン（改定第2版）」による。

注) 平成30年2月9日の地歴調査結果に基づく最新の土壌汚染地歴調査平面図です。

# 工学系実験施設周辺道路土壌汚染調査結果図



箱崎キャンパス 既設井戸及び敷地境界モニタリング井戸の水質検査について

種別	年度	井戸の状況	水道法に基づく水質調査										土壌汚染対策法の有害物質(25種類)の水質調査 <sup>*1</sup>										備考		
			H19		H20		H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27		H28			H29	
			定期検査	廃止	定期検査	廃止	定期検査	廃止	定期検査	廃止	定期検査	廃止	定期検査	廃止	定期検査	緊急調査	定期検査	緊急調査	定期検査	緊急調査	定期検査	緊急調査		定期検査	緊急調査
既設井戸	工学部 No.1	廃止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	水枯れ
	工学部 No.2	廃止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	建物取壊しのため
	工学部 No.3	廃止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	建物取壊しのため
	工学部 No.4	廃止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	建物取壊しのため
	工学部 No.5	廃止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	建物取壊しのため
	工学部 No.6	廃止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	水枯れ
	工学部 No.7	稼働中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	敷地境界モニタリング代用井戸
	農学部 No.1	稼働中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	敷地境界モニタリング代用井戸
	農学部 No.2	停止中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	モニタリング井戸としては使用せず
	農学部 No.3	稼働中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	敷地境界モニタリング代用井戸
モニタリング井戸	農学部 No.4	停止中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	敷地境界モニタリング代用井戸
	農学部 No.5	停止中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	敷地境界モニタリング代用井戸
	M1																								
	M2																								
	M3																								
	M4																								
	M5																								
	M6																								
	M7																								
	M8																								
M9																									
M10																								平成28年6月モニタリング井戸設置	

凡例 水道法水質基準項目と重複する土壌汚染対策法の特定有害物質：○=不検出 ×=検出

赤字は、モニタリング井戸及びモニタリング代用井戸を示す。(土壌汚染対策法の有害物質25種類を調査)<sup>\*1</sup>

\*1 土壌汚染対策法の改正に伴い平成29年4月1日よりクロロエチレンを加えた有害物質26種類の地下水分析調査を実施。



整理番号	指定・解除年月日	指定番号	区域の種類	要措置区域等の所在地	区域の面積	基準に適合していなかった特定有害物質の種類
整-17-1	平成17年7月21日 平成18年1月26日 (全部解除)	形-2号	形質変更時要届出区域	西区下山門4丁目830番,831番, 832番,833番2及び838番1の各一部 並びに838番3	993.79平方メートル →0平方メートル	シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン
整-21-1	平成21年8月27日 平成23年5月30日 (全部解除)	形-3号	形質変更時要届出区域	中央区六本松4丁目300番1の一部	400平方メートル →0平方メートル	六価クロム化合物 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
整-22-1	平成22年9月13日 平成24年1月12日 (全部解除)	形-4号	形質変更時要届出区域	中央区六本松4丁目300番1の一部	1,300平方メートル →0平方メートル	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
整-22-2	平成23年2月28日 平成24年4月9日 (全部解除)	形-5号	形質変更時要届出区域	博多区東平尾1丁目 118番2及び190番3の各一部	12,239.8平方メートル →0平方メートル	ふっ素及びその化合物
整-24-1	平成24年4月26日 平成24年7月26日 (全部解除)	要-1号	要措置区域	東区雁の巣1丁目 1264番8及び1264番9の各一部	100平方メートル →0平方メートル	水銀及びその化合物
整-24-2	平成24年9月24日 平成25年4月8日 (全部解除)	形-7号	形質変更時要届出区域	西区今宿東1丁目664番,665番, 666番及び676番の各一部	1013平方メートル →0平方メートル	ふっ素及びその化合物 鉛及びその化合物
整-24-3	平成24年10月4日 平成25年1月10日 (全部解除)	形-8号	形質変更時要届出区域	東区香椎照葉5丁目 26番39の一部	400平方メートル →0平方メートル	砒素及びその化合物
整-25-3	平成25年10月17日 平成28年9月8日 (全部解除)	要-2号	要措置区域	早良区野芥3丁目579番11の一部	99平方メートル →0平方メートル	テトラクロロエチレン トリクロロエチレン
整-26-1	平成26年8月11日 平成27年2月2日 (全部解除)	形-12号	形質変更時要届出区域	中央区舞鶴3丁目 92番1の一部	338.3平方メートル →0平方メートル	ふっ素及びその化合物 鉛及びその化合物
整-26-2	平成26年12月8日 平成27年3月5日 (全部解除)	要-3号	要措置区域	博多区東平尾2丁目 213番及び220番の各一部	350.9平方メートル →0平方メートル	六価クロム化合物 鉛及びその化合物
整-27-2	平成27年8月17日 平成28年3月17日 (全部解除)	形-14号	形質変更時要届出区域	南区向野2丁目136番1の一部	100平方メートル →0平方メートル	鉛及びその化合物
整-27-3	平成27年9月14日 平成28年3月7日 (全部解除)	形-15号	形質変更時要届出区域	東区香椎照葉5丁目26番17, 26番41及び26番42の各一部	900平方メートル →0平方メートル	砒素及びその化合物
整-28-1	平成28年8月15日 平成30年11月1日 (一部解除)	要-4号	要措置区域	東区箱崎6丁目3330番5の一部	1,200平方メートル →100平方メートル	六価クロム化合物 砒素及びその化合物
	平成28年8月15日 平成30年11月1日 (全部解除)	形-16号	形質変更時要届出区域	東区箱崎6丁目3330番5の一部	10,400平方メートル →0平方メートル	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
整-28-3	平成28年9月26日 平成29年7月6日 (全部解除)	要-5号	要措置区域	博多区千代1丁目763番の一部	59.5平方メートル →0平方メートル	砒素及びその化合物
		形-17号	形質変更時要届出区域	博多区千代1丁目763番の一部	59.5平方メートル →0平方メートル	鉛及びその化合物
整-28-5	平成28年10月6日 平成29年4月27日 (全部解除)	形-18号	形質変更時要届出区域	東区香椎照葉5丁目26番44の一部	900平方メートル →0平方メートル	砒素及びその化合物
整-29-2	平成29年6月22日 平成29年11月27日 (全部解除)	要-6号	要措置区域	南区野多目3丁目174番1の一部	203.5平方メートル →0平方メートル	ふっ素及びその化合物
整-29-3	平成29年12月11日 平成31年3月25日 (一部解除)	要-7号	要措置区域	東区箱崎六丁目3330番3の一部 東区箱崎六丁目3330番5の一部	3,457平方メートル →1,157平方メートル	六価クロム化合物 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物
		形-20号	形質変更時要届出区域	東区箱崎六丁目3330番3の一部 東区箱崎六丁目3330番5の一部	6,300平方メートル →200平方メートル	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物
整-29-5	平成30年5月31日 平成31年3月7日 (一部解除)	要-8号	要措置区域	東区箱崎六丁目3330番5の一部	650平方メートル →100平方メートル	六価クロム化合物 砒素及びその化合物
		形-21号	形質変更時要届出区域	東区箱崎六丁目3330番3の一部 東区箱崎六丁目3330番5の一部	23,533平方メートル →15,833平方メートル	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 シアン化合物
整-30-5	平成30年9月20日 平成31年1月31日 (全部解除)	形-24号	形質変更時要届出区域	東区千早四丁目3025番の一部	100平方メートル →0平方メートル	鉛及びその化合物
整-30-8	平成30年12月17日 平成31年4月25日 (一部解除)	要-11号	要措置区域	早良区田村二丁目680番1の一部 早良区田村二丁目1132番2の一部 早良区田村二丁目1144番1の一部	241.28平方メートル →152.49平方メートル	六価クロム化合物 ふっ素及びその化合物